

平成 2 6 年

上尾市教育委員会 5 月定例会 議案

議 案 名

議案第 25 号	上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定 について -----	1
議案第 26 号	上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の 制定について -----	1 3
議案第 27 号	上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について -----	1 4
議案第 28 号	上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は 任命について -----	1 6
議案第 29 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務 災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る 意見の申出について -----	1 8
議案第 30 号	平成 26 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出に ついて -----	2 0
議案第 31 号	工事請負契約の締結に係る意見の申出について (上尾中学校南校舎改築工事 (建築工事)) -----	2 2
議案第 32 号	工事請負契約の締結に係る意見の申出について (上尾中学校南校舎改築工事 (電気設備工事)) -----	2 3
議案第 33 号	工事請負契約の締結に係る意見の申出について (上尾中学校プール・格技場改築工事 (建築工事)) -	2 4

議案第 25 号

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則

上尾市立公民館管理規則（昭和 60 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（利用の登録、変更及び廃止）」に改め、同条第 3 項中「上尾市立公民館利用団体登録申請書」を「上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書」に改め、同条第 4 項後段を削り、同条第 5 項中「、2 年ごとにその更新を受けなければ」を削り、同条第 6 項中「上尾市立公民館利用団体登録事項変更届（第 4 号様式）」を「上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書（第 1 号様式）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 利用登録団体が、団体の解散等によりその登録の廃止の申出をするときは、上尾市立公民館利用団体登録の廃止申出書（第 4 号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

第 5 条に後段として次のように加える。

この場合において、当該集会室兼体育室の利用は、条例別表に規定する体育室個人開放の利用として行うものとする。

第 6 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、前条の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用の日において、上尾市立公民館体育室個人利用申請書（第 7 号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

第 6 条第 2 項本文中「前項の利用申請書」を「前項本文に規定する利用申請書」に、「15 日」を「初日」に改める。

第 7 条第 1 項中「（第 7 号様式）」を「（第 8 号様式）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第 5 条の規定による利用の許可については、上尾市立公民館体育室個人利用許可書兼領収書（第 9 号様式）を当該申請

者に交付して行うものとする。

第17条第1項を次のように改める。

教育長は、公民館の年間事業計画を決定し、教育委員会に報告しなければならない。

第17条第2項中「4月末日」を「7月末日」に改める。

第1号様式を次のように改める。

上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

団体名

申請者 氏名

住所

上尾市立公民館利用登録団体として 登録をしたい
登録を変更したい ので、次のとおり申請します。

団体名	ふりがな	活動 内容		
代表者	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()			
連絡先 (代表者と 異なる場合)	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()			
主に利用する 公民館	公民館	会員数	人(市内 人 ・ 市外 人)	
会員募集	随 時 ・ な し ・ その他 ()			
入会条件	な し ・ 市内在住か在勤、在学 ・ その他 ()			
主な活動日 活動時間	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ その他 ()			
	午前 ・ 午後 ・ 夜間			
会 費	年額 ・ 月額 円 その他 ()			
団体の活動を 指導する者	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()	謝礼の有無 及びその金額	な し ・ 円	

(添付書類)

1 上尾市立公民館利用団体構成員名簿(第2号様式)

2 会則その他団体の性格、内容等を把握することができる資料

※ 申請者の本人確認書類(運転免許証、保険証など)を御提示ください。

第3号様式中「利用する公民館」を「登録公民館」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第4条関係)

上尾市立公民館利用団体登録の廃止申出書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

氏名
住所
電話番号

申出者

上尾市立公民館利用団体登録の廃止をしたいので、次のとおり申し出ます。

団体名	
代表者	ふりがな
	氏名
	住所
	TEL
登録した公民館	

※ 申出者の本人確認書類（運転免許証、保険証など）を御提示ください。

※ 申出者が代表者以外の人の場合は、代表者の委任状が必要です。

第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「(登録番号)」を削る。

第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「

変更理由	
許可番号	

を

「

変更理由	
------	--

」に

改め、「(登録番号)」を削る。

第8号様式を削る。

第7号様式中「(登録番号)」を削り、同様式を第8号様式とし、第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式(第6条関係)

上尾市立公民館体育室個人利用申請書

(宛先)
上尾市教育委員会

申請年月日		
申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	

公民館の集会室兼体育室の利用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用内容		
利用年月日	曜日	利用時間帯
備考		

第9号様式から第11号様式までを次のように改める。

上尾市立公民館体育室個人利用許可書兼領収書

許可年月日		年 月 日
申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	

公民館の集会室兼体育室の利用を、次のとおり許可します。

上尾市教育委員会 印

利用内容			
利用年月日	曜日	利用時間帯	使用料
			円
※注意事項			上記の金額を領収しました

上尾市立公民館使用料減額・免除申請書

(宛先)
上尾市教育委員会

申請年月日		年	月	日
団体名				
申請者	住所			
	氏名			
	電話番号			

公民館の使用料の 減額 ・ 免除 を受けたいので、次のとおり申請します。

利用年月日	曜日	利用時間帯	利用施設	予定人数	使用料
1					
2					
3					
4					
減額又は免除を受けようとする理由				合計使用料	
減額又は免除の別及び金額		減免額 円 ・ 免除			
備考					

上尾市立公民館使用料還付申請書

(宛先)
上尾市教育委員会

申請年月日		年	月	日
団体名				
申請者	住所			
	氏名			
	電話番号			

公民館の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利用年月日	曜日	利用時間帯	利用施設	使用料
1				
2				
3				
4				
還付を受けようとする理由			合計使用料	
使用料	既納金額		還付割合	還付金額
	円		割	円
備考				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市立公民館の体育室個人開放の手続きや事業計画・事業報告の方法等について、公民館の適正な運営に資するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 26 号

上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則
上尾市公民館運営審議会規則（昭和 60 年上尾市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市公民館運営審議会の審議状況を鑑み、審議会の適正な運営に資するため、定例開催の規定を廃したいので、この案を提出する。

議案第27号

上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について
 上尾市公民館運営審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成26年5月26日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

1 委嘱 [任期：平成26年6月13日から平成28年6月12日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	おかだ りょういち 岡田 良一			再任
	よしの たつお 芳埜 立夫			新任
	のべつ ただのり 野別 忠孝			新任
	にしじま 西嶋 ちよこ			新任
	おおなり たつお 大成 達夫			新任
	かわべ かつひろ 河部 克博			新任
	きたがわ えつこ 北川 悦子			新任
2号委員	ふにゅう ようこ 船生 養子			新任
	おいれ ゆうこ 笈入 優子			新任
3号委員	こんどう ひろあき 近藤 博昭			再任
	せきね とし 関根 とし こ			再任
	やまお 山尾 みえこ			再任

2 任命 [任期：平成26年6月13日から平成28年6月12日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	つちや かおる 土屋 馨			新任

提案理由

上尾市公民館運営審議会委員の任期が平成26年6月12日で満了することに伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により、委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 28 号

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成 26 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 委嘱[任期：平成 28 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2号委員	すずき 鈴木 みさこ			新任
	きくち たけし 菊池 毅			新任
4号委員	いまむら けい 今村 恵 いちろう			再任
5号委員	きべ りゅういち 木部 隆一			新任
6号委員	まつおか あやこ 松岡 綾子			新任

2 任命[任期：平成28年3月31日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1号委員	こううち やすお 講内 靖夫	市立上尾中学校 勤務	市立上尾中学校長	新任
	ふくだ さとし 福田 哲	市立東中学校 勤務	市立東中学校長	再任
	やまだ あきら 山田 明	市立太平中学校 勤務	市立太平中学校長	新任
	おおしま とおる 大島 徹	市立大谷中学校 勤務	市立大谷中学校長	新任
3号委員	こじま ともこ 小島 知子	市立西中学校 勤務	市立西中学校 教諭	新任
	いのまた ち お 猪股 千央	市立東中学校 勤務	市立東中学校 教諭	新任
	はいしま ひろみ 葩島 弘美	市立大石南中学校 勤務	市立大石南中学校 教諭	新任

- | |
|---|
| <p>1号委員：中学校の校長
 2号委員：中学校PTA会長
 3号委員：中学校給食主任
 4号委員：中学校の学校医
 5号委員：中学校の学校薬剤師
 6号委員：保健所職員</p> |
|---|

提案理由

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の任期が満了したことに伴い、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）第4条第2項の規定により、新たに委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 29 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 26 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「5, 660 円」を「5, 943 円」に、「7, 352 円」を「7, 720 円」に、「8, 670 円」を「9, 400 円」に、「9, 612 円」を「10, 653 円」に、「10, 411 円」を「11, 538 円」に、「11, 085 円」を「12, 285 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「4, 243 円」を「5, 020 円」に、「4, 926 円」を「6, 048 円」に、「5, 864 円」を「6, 880 円」に、「6, 853 円」を「8, 078 円」に、「7, 815 円」を「8, 998 円」に、「8, 509 円」を「9, 475 円」に改め、同表備考第 2 号(2)中「医師及び歯科医師にあつては 4 年、薬剤師にあつては 5 年」を「4 年」に改め、同号中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきもの

の補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公務災害補償の基準となる政令の一部改正に伴い、学校医等に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に対して意見の申出をしたいので、この案を提出する。

議案第30号

平成26年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、平成26年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

平成26年5月26日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 歳入（教育関係）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後の予算額
13 使用料及び手数料	1 使用料	0 千円	25,870 千円	25,870 千円
14 国庫支出金	1 国庫負担金	0 千円	17,585 千円	17,585 千円
	2 国庫補助金	0 千円	9,054 千円	9,054 千円
15 県支出金	2 県補助金	0 千円	12,559 千円	12,559 千円
	3 委託金	0 千円	110 千円	110 千円
16 財産収入	1 財産運用収入	0 千円	1 千円	1 千円
17 寄附金	1 寄附金	0 千円	1 千円	1 千円
18 繰入金	1 基金繰入金	0 千円	4,264 千円	4,264 千円
20 諸収入	3 貸付金元利収入	0 千円	6,252 千円	6,252 千円
	6 雑入	4,800 千円	6,405 千円	11,205 千円
21 市債	1 市債	0 千円	260,200 千円	260,200 千円

1 歳出（教育費）

(1) 目的別予算額

款	項	補正額	補正前 予算額	補正後 予算額
9 教育費	1 教育総務費	15,615 千円	846,160 千円	861,775 千円
	2 小学校費	0 千円	841,915 千円	841,915 千円
	3 中学校費	0 千円	744,576 千円	744,576 千円
	4 幼稚園費	0 千円	43,753 千円	43,753 千円
	5 社会教育費	2,225 千円	741,757 千円	743,982 千円
	6 保健体育費	9,682 千円	1,351,029 千円	1,360,711 千円
	合計		27,522 千円	4,569,190 千円

(2) 所属別事業別歳出補正額

●生涯学習課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
1	文化財調査・保存事業	2,225	2,402	4,627
	8 報償費	0	160	160
	9 旅費	0	11	11
	11 需用費	0	1,429	1,429
	12 役務費	0	39	39
	13 委託料	0	518	518
	15 工事請負費	2,225	0	2,225
	19 負担金、補助及び交付金	0	245	245

●スポーツ振興課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
2	市民体育館管理運営事業	9,682	59,209	68,891
	13 委託料	0	59,209	59,209
	18 備品購入費	9,682	0	9,682

●学務課

(単位：千円)

No.	事業名	補正額	補正前の額	補正後の額
3	さわやかスクールサポート事業(学級支援)	15,615	88,870	104,485
	7 賃金	15,567	88,560	104,127
	9 旅費	48	310	358

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳入歳出予算の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 3 1 号

工事請負契約の締結に係る意見の申出について

下記のとおり、工事請負契約を締結することについて、市長に意見を申し出る。

平成 2 6 年 5 月 2 6 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

- | | |
|----------|------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 上尾中学校南校舎改築工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 9 2 2 , 3 2 0 , 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 上尾市緑丘三丁目 4 番地 2 5
株式会社島村工業 上尾支店 |

提案理由

上尾中学校南校舎改築工事（建築工事）に関する工事請負契約を締結することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 3 2 号

工事請負契約の締結に係る意見の申出について

下記のとおり、工事請負契約を締結することについて、市長に意見を申し出る。

平成 2 6 年 5 月 2 6 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1 6 2 , 3 8 8 , 8 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 上尾市藤波三丁目 3 1 9 番地 1
栄電業株式会社 |

提案理由

上尾中学校南校舎改築工事（電気設備工事）に関する工事請負契約を締結することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

議案第 33 号

工事請負契約の締結に係る意見の申出について

下記のとおり、工事請負契約を締結することについて、市長に意見を申し出る。

平成 26 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約の目的 | 上尾中学校プール・格技場改築工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 370,440,000円 |
| 4 契約の相手方 | 上尾市原市中一丁目7番地8
千代本興業株式会社 |

提案理由

上尾中学校プール・格技場改築工事（建築工事）に関する工事請負契約を締結することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。